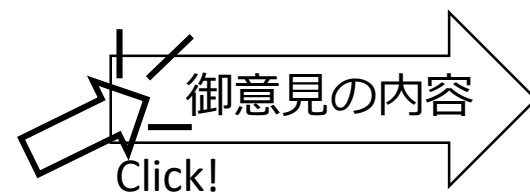


## 前回の振り返り

令和2年3月24日（火）に会議を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面審議により、委員の皆さまから、①パブリックコメントの結果および対応について、②条例の名称について御意見を伺いました。

その内容を事務局で取りまとめ、条例案を作成し、令和2年6月市議会にて「草津市認知症があっても安心なまちづくり条例案」として提案し、7月に条例施行を予定しています。



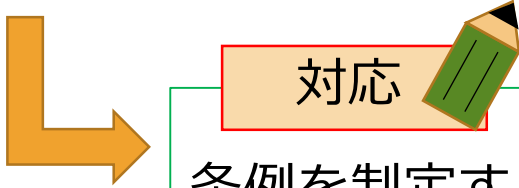
# 前回の書面審議でいただいた御意見への対応について

## 意見①

【基本理念】について、認知症がなくても自分が持っている力を最大限に活かすことは難しいと思う。また、安全安心というが、本当にその両方を満たすまではハードルが高いので、そこまで規定すべきだろうか。

■ 「現行」 → 「修正案」

- ・ 「認知症があっても安心な」 → 「認知症があっても自分らしく暮らせる」
- ・ 「その有する力を最大限に活かしながら、安全安心に社会参加できる」  
→ 「その有する力を活かしながら社会参加できる」



## 対応

条例を制定することで、認知症があっても安心して生活できるまちの実現を目指すものであり、認知症の人が有する力を最大限に活かすことのできる社会を構築することを「目指す姿」として規定しています。（条例案のとおり）

## 意見②

【事業者の役割】について、市も事業主としての役割を担うことから、市自らも他の事業者と同様に、条例に規定する内容について取り組むよう努める必要があると思う。

対応



【事業者の役割】の逐条解説（考え方）に追記（資料3-1）

## 意見③

【認知症の人およびその家族への支援（4）】について、「安心して外出できる環境づくり」がどのような環境なのかが分かりづらい。

対応



【認知症の人およびその家族への支援】の逐条解説（考え方）に追記（資料3-1）

#### 意見④

条例は官庁用語で堅苦しく、読みづらい。もっと平易な言葉の方がより親しみやすくなるのではないか。

＜例＞【基本理念】

「市、市民、事業者…」→「市、市民、市事業者…」 「市、個人、事業者…」

#### 対応



本市の他の条例と表記方法の整合を取るため、条例案のとおりとしています。

#### 意見⑤

認知症にならないための備えの方に力点を置いた施策が望ましい。

#### 対応



「認知症の予防等」に規定しており、予防や備えに対する具体的な施策を草津市認知症施策アクション・プラン第3期計画に反映するよう検討します。

# 条例の名称について

## 意見

- 目的、理念をふまえて名付けたものであることから、事務局案に賛成。
- 事務局案に賛成。他市では、認知症になっても…と未来形が多いが、認知症があっても…と現在形の方が良いと思う。
- 認知症が「あっても」という表現が少し気になる。
- 認知症を自覚することや、第三者から認知症と呼ばれる本人は、大きな精神的ダメージを受けているのではないか。呼称について、全面的にソフトなものが良いと思う。
- 「安心」と言うまではなかなかハードルが高く、本当に安心して暮らすことは難しいのではないかと思う。それ以上に、誰もが自分らしく暮らせるということが大事だと思う。
- 「支え」という言葉を入れてはどうか。



委員の皆さまからは、事務局案へ賛成という意見が過半数でした。

草津市では、これまで「認知症があっても安心して生活できるまちの実現」を目指し、平成26年3月に草津市認知症施策アクション・プランを策定し、認知症に関する取組を推進してきました。条例の制定については、これらの取組を市域全域に波及させるという目的もあります。

また、国の認知症施策推進大綱では、「認知症があってもなくても、同じ社会でともに生きることを目指す」としています。

これらのことから、認知症があってもなくても、ともに支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進するという思いを込めて、条例の名称については、事務局原案通りといたします。



次のページへ！

# 草津市認知症があっても 安心なまちづくり条例

条例（案）をご覧ください

※条例案については、現在、  
市役所にて総務部審査中です。

